

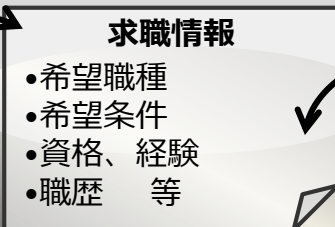
# ハローワーク求職情報の提供サービスの仕組み

氏名・連絡先等の個人情報は提供しない

①求職申込み及び求職者マイページ開設



②掲載 求人・求職情報提供サービスサイト



※閲覧にはアカウント登録が必須

③閲覧

対象団体等

要件をクリアした事業者のみ利用可能

④案内送信等と求職者からの質問  
※案内送信等: 対象団体等からの最初の案内と求職者からの質問への回答

(A) 職業紹介の利用を希望する場合に求職申込み (直接連絡)

(B) 求職受理

※対象団体等が、有料職業紹介事業者の場合、紹介手数料等を支払い

※職業紹介に際し、対象団体等が有料職業紹介事業者の場合、求職者手数料が生じる場合がある。

(C) 対象団体等による職業紹介

希望者のみ対象

求職者

受信拒否が可能

求人者

- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)、求職者マイページを開設。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求人・求職情報提供サービスサイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、労働局に利用を承諾された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して求職者マイページに案内等のメッセージを送信。メッセージを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさなまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

< (A) 以降は、求職情報提供サービスサイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B)求職受理以降、(C)対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。